

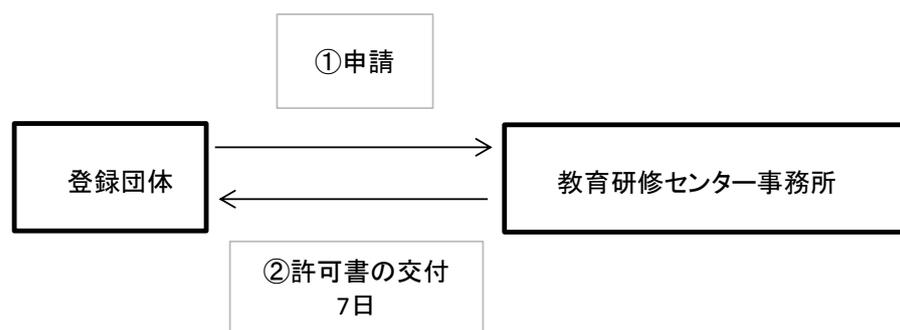
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	施設使用許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて施設の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市教育研修センター条例(平成28年条例第19号)	
条 項	第6条第1項	
所 管 課	教育研修センター事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判断基準	<p>松山市教育研修センター条例第5条及び第6条第2項を満たす団体のうち第7条の各号に該当しない施設の使用であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市教育研修センター条例 (施設の使用)</p> <p>第5条 教育委員会は、第3条の事業を妨げない限度において、教育文化活動を行う団体に、別表に掲げる施設を使用させることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 前条の規定により施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする団体は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の登録を受けるものとする。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) センターの施設(附属設備を含む。第12条第2号及び第15条において同じ。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4) センターの管理上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。